

# (6) 環境と調和のとれた農業生産の実施状況に係る点検シート

農林水産省の各種補助事業等で導入されている「環境負荷低減のクロスコンプライアンス」(愛称:みどりチェック)では、各事業の要件として、環境にやさしい農業のための最低限の取組を実施していただくこととなりました。これに伴い、経営所得安定対策等においても、みどりチェックで使用するチェックシートに準じる形で「環境と調和のとれた農業生産の実施状況に係る点検シート」の見直しを行いました。

「環境と調和のとれた農業生産の実施状況に係る点検シート」の内容を良くご覧になり、過去1年間の農業生産で各取組を実践した方は、以下の点検シートと交付申請書(様式第1号A)のチェック欄にチェックを付け、取組状況を報告してください。各取組を実践していない方は、交付金を受け取ることが出来ませんので必ず実践しましょう。

様式第1号の参考

## 環境と調和のとれた農業生産の実施状況に係る点検シート

1	土づくりの励行 堆肥等の有機物の施用等による土づくりを励行しました。
2	適切で効果的・効率的な施肥 作物特性や都道府県の施肥基準、土壌診断結果等に則して肥料成分の施用量及び施用方法を適切にし、効果的・効率的な施肥を行いました。
3	効果的・効率的で適正な防除 病害虫・雑草が発生しにくい栽培環境づくりに努めるとともに、発生予察情報等を活用し、被害が生じると判断される場合には、必要に応じて農薬の使用その他の防除手段を適切に組み合わせて、効果的・効率的な防除を行いました。農薬の使用及び保管は、関係法令に基づき適正に行いました。
4	廃棄物の抑制と適正な処理・利用 作物の生産に伴って発生する使用済みプラスチック等の廃棄物について、その削減に努めるとともに関係法令に基づき適正な処理を行いました。また、作物残さ等の有機物について利用及び適正な処理に努めました。
5	エネルギーの節減 省エネルギーを意識し、ハウスの加温、穀類の乾燥等施設・機械等の使用及び導入に際して、不必要・非効率的なエネルギーの消費をしないよう努めました。
6	新たな知見・情報の収集 作物の生産に伴う環境に対する影響等に関して新たな知見及び適切な対処に必要な情報の収集に努めました。
7	生産に係る情報の保存 生産活動の内容が確認できるよう、肥料、農薬の保管・使用状況及び農機、ハウス等の電気・燃料の使用状況に係る記録を保存しました。
8	安全な農作業の実施 農機・車両の適切な整備・管理を行い、安全な農作業の実施に努めました。

チェック欄

過去1年間の農業生産の実施状況について、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律(令和4年法律第37号)の趣旨を理解し、関係法令を遵守して、以上の取組を実践しました。

- ① 農業者自身が実施状況を点検してください。
- ② 都道府県が、点検シートと同等以上の内容を含む様式を独自に定めている場合において、その様式を用いて農業者が既に同様に点検を適切に行っているときは、その様式の提出をもって、本チェック欄への✓に代えることができます。

- ・以下の様式には「環境と調和のとれた農業生産の実施状況に係る点検シート」の各取組項目の解説を記載していますので、必ずご覧ください。
- ・各取組の内容は、決して難しいものではなく、日頃の営農の中で意識すれば取り組める内容となっています。

## 環境と調和のとれた農業生産の実施状況に係る点検シート ＜各取組項目の解説＞

「環境と調和のとれた農業生産の実施状況に係る点検シート」の各項目について、取り組んでいただく内容や環境負荷低減効果について解説します。

農林水産省の各種補助事業等で導入されている「環境負荷低減のクロスコンプライアンス」では、各事業の要件として、環境にやさしい農業のための最低限の取組を実施していただくこととなりました。これまでは「ゲタ・ナラシ」、「コメ新市場開拓等促進事業」、「畑作物産地形成促進事業」を申請する場合にチェックが必要でしたが、令和7年度からは「水田活用の直接支払交付金」、「畑地化促進事業」を申請する場合についてもチェックが必要となります。

- 1 土づくりの励行**  
堆肥や有機質肥料、緑肥等を活用することや、作物残さ等をすき込むことを励行し、化学肥料の生産・流通由来の温室効果ガスの排出削減や施肥コストの削減につながります。
- 2 適切で効果的・効率的な施肥**  
作物の生育状況や前作の取量、都道府県の施肥基準、土壌診断結果等に基づく施肥設計を励行し、必要な時期に、必要な量だけ施肥を行うことで、栄養分の流出や温室効果ガスの排出の削減とともに、施肥のコスト削減につながります。
- 3 効果的・効率的で適正な防除**  
病害虫の発生源となる雑草や作物残さ等の除去、健全種苗の使用、土壌の排水性の改善、適正な栽培密度での管理、抵抗性品種の導入、発生予察情報や病害虫の発生状況に基づいた防除の要否判断、防虫ネット・粘着シートなどの物理的防除、ローテーションでの農薬散布など、様々な手法を組み合わせて実施するよう励行することで、病害虫の薬剤抵抗性の防止や防除のコスト削減につながります。  
また、農薬についてラベルに記載されている適用作物、使用法を確認し、周りに影響の少ない天候や時間帯を選択して散布を行うほか、散布時に防除衣や保護具を着用することで、農場外への飛散・流出による農場周辺環境の生物への悪影響の防止につながります。
- 4 廃棄物の抑制と適正な処理・利用**  
農業生産活動に伴って発生するプラスチック製の廃棄物については、産業廃棄物として適正に処分すること、リサイクル率の向上のために分別と異物除去に努めることなどにより、温室効果ガスの排出や栄養分の流出を削減するとともに、処理コストの低減につながります。  
また、作物残さ等については放置すると臭いの発生や有害鳥獣の誘因につながることに留意しましょう。また、すき込みによる土づくりなどを行う際に、有機物由来の肥料成分の供給を勘案して、過剰施用とならないような施肥設計に留意することで、適正な施肥につながります。
- 5 エネルギーの節減**  
不要な照明のこまめな消灯、必要以上の加温・保温の防止、アイドリングストップ等を行い、不必要・非効率なエネルギー消費を防止するよう努めることで、温室効果ガスの排出を削減するとともに、エネルギーコストを低減します。
- 6 新たな知見・情報の収集**  
みどりの食料システム戦略等の理解を通して、農業の環境負荷低減に関連する基本的な取組や技術に係る知見を収集するとともに、自らの経営に関連する環境関連法令を確認することで、環境と調和のとれた持続的な農業経営に向けた意識向上につながります。
- 7 生産に係る情報の保存**  
肥料の保管場所の定期的な清掃、直射日光や雨のあたらない場所での保管、農業の施設可能な保管庫への保管を行うとともに、肥料・農薬の使用状況の記録・保存を励行することで、適正な施肥・防除や次期作に向けた化学肥料・化学農薬の使用量低減につながります。また、農場内での電気や燃料等の使用状況について、伝票保存や帳簿への記録などにより把握することで、不必要・非効率なエネルギー消費の防止につながります。
- 8 安全な農作業の実施**  
農業機械の日常点検・定期点検、整備の実施や機械の清掃や作業を行わない場合には動力を切る等、農業機械の適切な管理に努めること、農作業安全に関する研修の受講、また、日頃から作業手順や危険箇所の確認・共有・改善を心がけることにより、安全な作業環境の確保につながります。

- ・点検シートは、過去1年間の農業生産において、1～8の取組を全て実践したことを確認した上で、チェックを付けて大切に保管しておいてください。後日、確認させていただく場合があります。
- ・全て実践した方は、様式第1号A(本紙34ページを参照)の「③環境と調和のとれた農業生産の実施状況」欄にチェックを付けて地域農業再生協議会等に提出してください。
- ・申請年度の農業生産においても、1～8の取組を全て実践してください。

# 12 交付金の交付スケジュール

## (1) 交付金に関するスケジュール (予定)

	令和7年												令和8年								
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月			
申請手続 交付金の 交付				交付申請書、 営農計画書等 の受付			対象作物の作付確認、数量払の数量確認														
							ゲタ対策の数量払の交付 (麦・てん菜・でん粉原料用ばれいしょ・なたね)						ゲタ対策の数量払の交付 (大豆・そば)								
						ゲタ対策の 面積払の交付			水田活用の直接支払交付金の交付												
			ナラシ対策の 積立て申出															交付 申請		ナラシ対策の 補てん金の 交付	
						積立金の納付															

## (2) 交付申請書・営農計画書等の提出

農業者の方は、交付申請書及び営農計画書を作成し、6月30日までに、最寄りの地域農業再生協議会（市町村、JA等）又は国（地方農政局、県域拠点等）へ提出してください。（加工用米及び新規需要米の取組計画書の変更を行う場合は、8月20日までに変更後の営農計画書を提出してください。）

ナラシ対策に加入される方は、同時期までに加入申請（積立て申出）を行った上で、8月31日までに積立金を納付することになります。

## (3) 交付金の交付時期 (予定)

- ① 畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）
  - ア 面積払 : 生産年 8月 ~ 10月頃
  - イ 数量払 : 生産年 7月 ~ 生産年翌年5月頃
- ② 米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策） : 生産年翌年5月 ~ 6月頃
- ③ 水田活用の直接支払交付金 : 生産年 8月 ~ 生産年翌年3月頃

注：上記は目安であり、交付時期が異なる場合があります。ゲタ対策の大豆・そばの数量払の交付申請期限は4月末となりますが、特段の遅延理由がない場合は、3月5日までに申請してください。

## (4) 交付金の交付に当たって確認する書類

交付金の交付を受けるためには、対象作物ごとの出荷・販売状況がわかる書類（当年産の出荷・販売伝票の写し等）及び農産物検査の結果がわかる書類の提出が必要です。

注：農産物検査の結果がわかる書類を「品質区分と同等のものであることを示す資料（ゲタ対策）」や「助成対象の米穀として販売された数量を確認できる資料（ナラシ対策、水田活用の直接支払交付金のうち加工用米・飼料用米・米粉用米）」に代えることが可能です。

注：畑地化促進事業、畑作物産地形成促進事業、コメ新市場開拓等促進事業及び小麦・大豆の国産化の推進の申請期間等は、都道府県や地域農業再生協議会等にお問い合わせください。

経営所得安定対策等の交付金を活用して、計画的に農業経営の基盤強化（農用地、農業用の機械・施設等の取得）を図る取組を税制面で支援します。

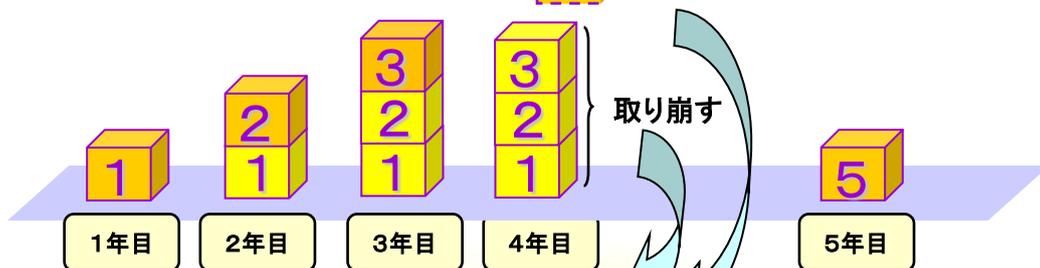
## 税制特例の内容

- 青色申告を行う認定農業者又は認定新規就農者が、経営所得安定対策等の交付金を農業経営改善計画等に従い、農業経営基盤強化準備金として積み立てる場合、この積立額を個人は必要経費に、法人は損金に算入できます。
- さらに、農業経営改善計画等に従い、積み立てた準備金を取り崩したり、受領した交付金をそのまま用いて、農用地、農業用の機械・施設等の固定資産を取得した場合、圧縮記帳できます。

（例）3年間積み立てて、4年目に農用地等を取得した場合

：積み立てた準備金

交付金を準備金として積み立てずにそのまま用いる



### 準備金の積立て

交付金を準備金として積み立てた場合、この積立額の範囲内で

- ① 個人は**必要経費算入**
- ② 法人は**損金算入**

（積み立てない交付金は、課税対象になります。）

### 農業用固定資産の取得

農用地や農業用機械等の取得に充てた、以下の金額の合計額の範囲内で**圧縮記帳**

- ① 準備金取崩額
- ② その年に受領した交付金の額

## 対象者

青色申告を行う認定農業者又は認定新規就農者であって、以下のいずれかに該当する方が対象です。

- 農業経営基盤強化促進法に基づき市町村が策定する**地域計画※**に位置付けられた**農業を担う者**
- 地域計画が策定されていない場合は、**人・農地プラン**に位置付けられた**中心経営体**

※ 地域計画は、令和5年4月から令和7年3月までの2年間で策定されます。

令和7年度以降、認定農業者が農業経営基盤強化準備金を積み立てようとする場合、地域計画において農業を担う者として位置づけられていることが必須となり、**位置付けられていない場合は準備金を積み立てることができなくなります。**

## 対象資産

- **農用地**  
農地、採草放牧地
- **農業用の機械・施設等**  
（取得価額30万円以上のものに限り）  
・ 機械及び装置 ・ 器具及び備品  
・ 建物及びその附属設備 ・ 構築物 ・ ソフトウエア

注：農用地は、令和8年度から地域計画の区域内のものに限定されます。

## 対象交付金

- **経営所得安定対策の交付金**（ゲタ・ナラシ）
- **水田活用直接支払交付金**
  - ・ 水田活用の直接支払交付金\*
  - ・ 畑地化促進事業（R6補正）\*
  - ・ 畑作物産地形成促進事業（R6補正）
  - ・ コメ新市場開拓等促進事業（R7当初）

注：\*印を付した事業のうち、産地づくり体制構築等支援は対象外となります。

農業経営基盤強化準備金制度の適用を受けるためには、対象となる金額についての**農林水産大臣の証明書**が必要です（パソコン等から印刷した証明書も、確定申告書の添付資料として活用できます。）。  
証明書の申請手続については、お気軽に**地方農政局・県拠点等**にお問い合わせください。



## 収入保険

全ての農産物を対象に、自然災害や価格低下だけでなく、農業者の経営努力では避けられない収入減少を広く補償します。



## 【加入できる方】

**青色申告を行っている農業者（個人・法人）です。**

- ※ 保険期間開始前に加入申請を行います。
- ※ 保険期間の前年1年分の青色申告（簡易な方式を含む）実績があれば加入できます。
- ※ 収入保険と、農業共済、ナラシ対策、野菜価格安定制度等の類似制度については、どちらかを選択して加入します。
- ※ ゲタ対策については、同時に加入できます。

## 【保険期間】

税の収入算定期間と同じです。

**個人：1月～12月 法人：事業年度の1年間**

## (1) 補填の仕組み

- 保険期間の収入（農産物の販売収入）が**基準収入の9割を下回った場合に、下回った額の9割を上限として補填**します。
- ※ 補填方式には、保険方式と積立方式を併用する「積立方式併用タイプ」と、保険方式のみの「保険方式補償充実タイプ」があり、農業者が選択できます。
- ※ 基準収入は、農業者ごとの過去5年間の平均収入（5中5）を基本とし、規模拡大など保険期間の営農計画も考慮して設定します。
- ※ 毎年の農産物（自ら生産したもの）の販売収入は、青色申告決算書等を用いて整理します。
- ※ 農産物の販売収入には、精米、仕上茶等の簡易な加工品の販売収入も含めます。
- ※ 肉用牛、肉用子牛、肉豚、鶏卵は対象外です。